

改正案		現行	
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第一条関係） 別表第一（第三条、第九条関係）			
番号	申請等	番号	申請等
一 ～ 九四	（省略）	一 ～ 九四	同上
九四の二	関税法第六十九条の十第一項の規定による申立書の提出		
九四の三	関税法第六十九条の十第四項の規定による点検の申請		
九四の四	関税法第六十九条の十二第五項の規定による届出書の提出		
九五	（省略）	九五	同上
～ 一一三	（省略）	～ 一一三	同上
一一三の二	関税法施行令第六十二条の十一第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出		
一一三の三	関税法施行令第六十二条の十六第四項の規定による確認の申請書の提出		
一一三の四	関税法施行令第六十二条の十七第一項の規定による申立書の提出		
一一三の五	関税法施行令第六十二条の十八第一項の規定により承認を受けた旨を記載した書面の提出		
一一三の六	関税法施行令第六十二条の十八第二項の規定により承認を受けた		

三三四	～	一九九の二	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	～	一六一の二	一六一	一六〇	一五九	一五八	～	一二四	い旨等を記載した書面の提出
	(省略)		削除	削除	削除	削除	削除	削除	(省略)		削除	削除	削除		(省略)		

三三四	～	一九九の二	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	～	一六一の二	一六一	一六〇	一五九	一五八	～	一二四	い旨等を記載した書面の提出
	同上		関税率法施行令第六十一条の九第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出	関税率法施行令第六十一条の九第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出	関税率法施行令第六十一条の八第一項の規定による申立書の提出	関税率法施行令第六十一条の七第四項の規定による確認の申請書の提出	関税率法施行令第六十一条の三第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出	関税率法施行令第六十一条の七第四項の規定による確認の申請書の提出	同上		関税率法第二十一条の三第五項の規定による届出書の提出	関税率法第二十一条の二第四項の規定による点検の申請	関税率法第二十一条の二第一項の規定による申立書の提出		同上		

改正案

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第一条関係）

別表第一（第三条、第九条関係）

番号	申請等
一 ～ 二二四の二	（省略）
二二四の三	経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十八年第九十五号）
二二五 ～ 三三三	第一条第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請 （省略）

現行

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第一条関係）

別表第一（第三条、第九条関係）

番号	申請等
一 ～ 二二四の二	同上
二二五 ～ 三三三	同上